

雇児発0405第27号
平成24年4月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

一時保護の充実について

里親等に対する一時保護委託について適切な支援体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1. 目的

近年、児童虐待が急増している中で一時保護の重要性が高まっていることに伴い、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することにより、一時保護委託先の確保、子どもへの援助の質の向上を図り、もって子どもの適切な保護を目的とするものである。

2. 支弁対象となる子ども等

児童福祉法第33条第1項及び第2項の規定により一時保護委託をしている子ども。

ただし、一時保護委託を受ける者が次の場合の子どもは支弁対象としないものとする。

- (1) 一時保護委託を受託した場合、事務費が支弁される施設（児童養護施設等）
- (2) 病院等医療機関
- (3) 警察
- (4) 都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）において一時保護委託手当の支弁が適当でないと判断する委託先

3. 経費

- (1) 当経費については、平成24年4月初日現在一時保護委託している子ども及び平成24年4月初日以降新規に一時保護委託する子どもを対象とする。
- (2) 一時保護委託手当の支弁等については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。